

四万十町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（四万十町税条例（平成18年四万十町条例第53号））

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>（個人の町民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>（個人の町民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 （略）</p>

第2条による改正（四万十町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第11号））

改正前			改正後		
附 則			附 則		
<p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る<u>新条例第82条及び新条例_____</u>附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の<u>種別割</u>に係る<u>四万十町税条例第82条及び</u>附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる<u>同条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
新条例第82条第2号ア	3,900円	3,100円	第82条第2号ア（イ）	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円	第82条第2号ア（ウ） a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円	第82条第2号ア（ウ） b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円
新条例附則第16条第1項の表以外の部分	第82条	四万十町税条例等の一部を改正する条例（平成26年四万十町条例第11号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条	附則第16条第1項	第82条	四万十町税条例等の一部を改正する条例（平成26年四万十町条例第11号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条

改正前			改正後		
新条例附則第16条第1項の表第2号アの項	第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア	附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円		3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円			
	10,800円	7,200円			
	3,800円	3,000円	附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) a
	5,000円	4,000円			
				6,900円	5,500円
				10,800円	7,200円
			附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) bの項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) b
				3,800円	3,000円
				5,000円	4,000円